

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	徳島市	徳島市上下水道局	鳴門市
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市総務部契約監理課 TEL 088-621-5326・5327 FAX 088-624-5563 Eメール keiyaku_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局総務課契約係 TEL 088-623-2092 FAX 088-623-1027 Eメール suido_somu@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市企画総務部総務課契約検査室 TEL 088-684-1031 FAX 088-684-1336 Eメール keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	年度中の追加受付は実施しません。
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	【②～⑨について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表(市様式) ②アプト事業報告書(市様式第9号)※該当者のみ ③防災協定の締結を証明する書類※該当者のみ ※直近の総合評定値通知書において「締結有」の場合は不要 ④特殊機械所有状況等報告書(舗装工事用)(市様式10号) ※舗装工事希望業者 ⑤特殊機械所有状況等報告書(法面工事用)(市様式11号) ※法面工事希望業者 ⑥特殊機械所有状況等報告書(道路区画線工事用)(市様式12号) ※道路区画線工事希望業者 ⑦特殊機械所有状況等報告書(市様式第13号) ※機械器具設置工事希望業者 ⑧建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等取得者届出表 ※解体工事希望業者 ※令和7・8年度受付より舗装工事関係調査表の提出は不要です。	【県内企業】 県内業者については個別審査書類はありません。	
	市町村内	同上	
	市町村外 【②～③について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表(市様式) ②アプト事業報告書(市様式第9号)※該当者のみ ③防災協定の締結を証明する書類※該当者のみ ※特殊機械所有状況等報告書等の提出は不要。		
	県外企業 【②～⑤について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要】 ①提出書類一覧表(市様式) ②委任状(任意様式) ※年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ ③営業所一覧表(県様式第2号) ※年間委任がある場合のみ ④徳島県内の営業所等届出書(市様式第8号) ※徳島県内に営業所がある場合のみ(建設業法上の営業所以外の営業所も含む) ⑤徳島市が発行する法人市民税及び固定資産税の納税証明書の写し(直前2年間の事業年度分) ※④の書類を提出した者のうち、徳島市内に営業所がある場合のみ	①委任状(任意様式、押印したもの) ※年間委任の場合で主たる営業所以外に任命する場合のみ ※委任状の宛名は「徳島市上下水道事業管理者」で提出 (「徳島県知事 希望市町長」では受理できませんのでご注意ください)	
様式等入手方法	徳島市ホームページ、徳島市契約監理課窓口(徳島市役所6階)	徳島市上下水道局ホームページ、徳島市上下水道局総務課契約係窓口	
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_kouji.html	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/index.html	
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R7.6月下旬(県がダウンロード可能となった後)	R7.6月下旬(県及び徳島市がダウンロード可能となった後)	
個別審査書類の受付期間	県と同じ	県外企業のみ 徳島市と同じ	
資格有効期間	県内企業:毎月10日ㄆ切の翌月1日～R9.5.31 県外企業:毎月月末ㄆ切の翌々月1日～R9.5.31	徳島市と同じ	
資格認定通知の送付時期	送付予定無し ※随時徳島市ホームページで競争入札参加資格有資格者名簿を公開予定です。	送付予定無し	
希望工事業種	登録工種 ○県内業者:直近の経営事項審査の受審工種 ○県外業者:県の希望工種	登録工種 ○県内業者:直近の経営事項審査の受審工種 ○県外業者:県の希望工種	
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	推進工事(市内業者のみ申請可能) ※受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ ※配水管布設工事については、年度途中の追加受付は実施しません	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	個別審査書類と同じ	上記上下水道局窓口及び方法と同じ	
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応) 配水管布設工事は対象外	

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		小松島市	阿南市	吉野川市
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 小松島市都市整備部契約検査課 TEL 0885-32-2121 FAX 0885-33-1559 Eメール kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp	〒774-8501 阿南市富岡町ノ町12番地3 阿南市総務部総務課 TEL 0884-22-3804 FAX 0884-22-1249 Eメール kanri@anan.i-tokushima.jp	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市建設部監理課 TEL 0883-22-2252 FAX 0883-22-2239 Eメール kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp
提出方法		年度中の追加受付は実施しません。	電子申請 ただし、電子申請が困難な市内企業に限り持参又は郵送による申請可。 ※持参の場合は、締切日午後4時必着。	年度中の追加受付は実施しません。
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業		【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) ③同意書(阿南市様式) ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤使用印鑑届(阿南市様式) ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦業者カード(阿南市様式)※書面で申請される場合のみ	
	市町村外		【県内企業】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②工事経歴書 ③経営事項審査結果通知書の写し ④使用印鑑届(阿南市様式) ⑤県発行の申請書受付票の写し ⑥業者カード(阿南市様式)※書面で申請される場合のみ ⑦委任状(阿南市様式)※年間委任する場合 ⑧法人市民税の納税証明書(阿南市長発行のもの)※阿南市内の営業所等に年間委任する場合 ⑨営業所一覧※徳島県と委任先が違う場合	
	県外企業		【県外企業】 ①～⑨ 【県内企業】と同じ	
様式等入手方法			阿南市ホームページ	
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2024102300040/	
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			令和7年6月中旬	
個別審査書類の受付期間			県と同じ	
資格有効期間			県内企業：毎月10日締切の翌月1日～令和9年5月31日 県外企業：毎月末日締切の翌々月1日～令和9年5月31日	
資格認定通知の送付時期			送付予定なし	
希望工事業種			希望工種を記入してください。書面で申請される場合は阿南市様式の業者カードに記入して提出してください。	
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件			条件なし	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)			なし	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			個別審査書類と同じ	
追加受付への対応			共同受付で対応	

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	阿波市	美馬市	三好市
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市企画総務部契約管財課 契約・検査担当 TEL:0883-36-8704 FAX:0883-36-8760 Eメール:nyuukei@awa.i-tokushima.jp	〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市企画総務部総務課 TEL 0883-52-1212 FAX 0883-53-9919 E-mail soumu@mima.i-tokushima.jp	〒778-8501 徳島県三好市池田町サラダ1610番地1 三好市総務部管財課 TEL0883-72-7635 FAX0883-72-7203 E-mail:kanzai@miyoshi.i-tokushima.jp
提出方法	郵送のみ(期間内午後5時必着)	電子申請 ただし、電子申請が困難な市内企業に限り、持参又は郵送により紙媒体での申請可。	電子申請 ただし、電子申請が困難な市内企業に限り、持参又は郵送により紙媒体での申請可。
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 ③身分証明書(個人)【写し可】 ④印鑑証明書(写し可) ⑤使用印鑑届(阿波市様式第3号) ⑥県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑦職員数届(阿波市様式第4号) ⑧技術者経歴書(阿波市様式第5号) ⑨(舗装工事関係書類)機械写真(様式1)、機械写真(様式2)、点検証の写し、車検証の写し等※舗装工事を希望する場合に提出 ⑩業者カード(阿波市様式) ⑪総合評定値通知書の写し ⑫建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑬県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	市内企業 ①申請書様式第1号(市様式) ②県へ提出した営業所一覧表(様式第2号)※営業所が複数ある場合 ③県発行の申請書受付票 ④工事経歴書 ⑤職員一覧表 ⑥完納証明書(納税証明書)(国:その3の3又はその3の2、県:法人(個人の場合は代表者)に未納がないことのわかる完納証明書(納税証明書)、市:法人(個人の場合は代表者)に未納がないことのわかる完納証明書(納税証明書)) ⑦登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人) ⑧経営事項審査結果通知書 ⑨営業所及び機械器具保管場所の所在図面並びに営業所の写真 ⑩舗装機械の写真及び車検・点検証等の写し※舗装工事を希望する場合 ※1 紙媒体で申請する場合は、上記の順番に紙製のフラットファイルに綴じて提出してください。 ※2 入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。	市内企業 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②県発行の申請書受付票の写し ③業者カード(三好市希望工事種別表を参照) ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤使用印鑑届 ⑥職員数届 ⑦営業所の見取図及び写真 ⑧特殊機械所有状況等報告書(該当する場合のみ) ※1 紙媒体で申請する場合は、上記の順番に紙製のフラットファイルに綴じて提出してください。 ※2 入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。
	市町村外 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 ③身分証明書(個人)【写し可】 ③阿波市税の納税証明書【写し可】※阿波市内の支店や営業所等へ権限委任する場合に提出 ④印鑑証明書(写し可) ⑤使用印鑑届(阿波市様式第3号) ⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出 ⑦県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑧直前2年間の工事経歴書(阿波市様式等) ⑨技術者経歴書(阿波市様式第5号等) ⑩建設業許可申請書の写し※権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑪業者カード ・県へ提出した業者カード(県内業者用)の写し※県内業者の場合に提出 ・県へ提出した業者カード(県外業者用)の写し※県外業者で、権限委任をしない場合や権限委任をし、委任先が県と同じ場合に提出 ・業者カード【阿波市様式】※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑫総合評定値通知書の写し ⑬建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑭県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	市町村外 ①申請書様式第1号(市様式) ②県へ提出した営業所一覧表(様式第2号)※営業所が複数ある場合 ③県発行の申請書受付票 ④工事経歴書 ⑤経営事項審査結果通知書 ※ 入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。	市外企業 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②県発行の申請書受付票の写し ③営業所一覧表 ④業者カード ⑤経営事項審査結果通知書の写し ⑥使用印鑑届 ⑦工事経歴書 ※ 入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。
様式等入手方法	阿波市ホームページ	美馬市ホームページ	三好市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.awa.lg.jp/	https://www.city.mima.lg.jp/gyosei/nyusatsu/shikaku/shinsa-shinsei/	https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R7.7月中旬から	R7. 6月中下旬より	令和7年6月下旬
個別審査書類の受付期間	R7.8.14～R7.12.12	R7. 7. 1～R7. 11. 28(県内業者はR7. 12. 10まで)	令和7年7月1日～令和7年12月10日
資格有効期間	県内外企業とも 受付月の翌々月～R9.5.31 詳細につきましては、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	県と同じ	受付日の属する月の翌々月1日～令和9年5月31日
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種	市内企業のみ「水道工事」は条件つきとなります。詳しくは、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	直近の経営事項審査で実績のある工種	【市内業者】 ・市で設定した希望工事種別表の中から希望業種を記入してください。 【市外(県外含む)業者】 ・県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	受任者が三好市内の従たる営業所であっても、原則として市外業者として取扱う。
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応	県の共同受付に準じて実施 (ただし、資格有効期間等県と異なる部分があるため、追加受付分の詳細について、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内業者は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外業者は受付月の翌々月認定。)	県の共同受付に準じて実施 (追加受付の詳細は、三好市ホームページに掲載します。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		勝浦町	上勝町	佐那河内村
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町建設課 TEL: 0885-42-1506 FAX: 0885-42-3028 E-mail: kensetsu@town.katsuura.i-tokushima.jp	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 上勝町総務課 TEL 0885-46-0111	〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 佐那河内村総務課 TEL 088-679-2113 Eメール sourmu@vill.sanagochi.lg.jp(LGWAN経由) keiyaku@sanagochi.i-tokushima.jp(インターネット経由)
提出方法		年度中の追加受付は実施しません。	年度中の追加受付は実施しません。	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業			【村内企業のみ】 ①県提出の申請書様式第1号 ②使用印鑑届(原本) ③村税等の未納がない証明書(写し可) ※③は毎年度提出が必要
	市町村外			①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号も添付してください。(写し可)
	県外企業			①委任状 (委任先が県に提出するものと異なる場合のみ提出) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号も添付してください。(写し可)
様式等入手方法				佐那河内村ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				http://www.vill.sanagochi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期				県と同じ
個別審査書類の受付期間				県と同じ
資格有効期間				県と同じ
資格認定通知の送付時期				送付予定無し
希望工事業種				県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件				条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)				無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など				提出先は上記と同じ
追加受付への対応				県と同様

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		石井町	神山町	那賀町
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町財政課 TEL 088-674-7501 Eメール zaisei@ishii-i-tokushima.jp	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町総務危機管理課 TEL 088-676-1111 Eメール soumu@town.kamiyama.lg.jp	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町会計課検査室 TEL 0884-62-1120 Eメール kaikei@naka.i-tokushima.jp
提出方法		年度中の追加受付は実施しません。		
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業		個別審査書類は徴しない	個別審査書類は徴しない
	市町村企業			
	市町村外		個別審査書類は徴しない	
	県外企業		個別審査書類は徴しない	
様式等入手方法				
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期				
個別審査書類の受付期間				
資格有効期間			県と同じ	県内外企業とも 申請データ登録完了日～R9.4.30
資格認定通知の送付時期			送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種			無し	県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件			上記窓口及び方法と同じ	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)			県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など			提出先は上記と同じ	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可
追加受付への対応			県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度途中の追加受付は随時対応(町独自で対応)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		牟岐町	美波町	海陽町
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町建設課 TEL 0884-72-3418	〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町建設課 TEL 0884-77-3618	〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町行革政策課 TEL 0884-73-4156 FAX 0884-73-3097
提出方法				年度中の追加受付は実施しません。
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	個別審査書類は徴しない	個別審査書類は徴しない	
	市町村外			
	県外企業			
様式等入手方法		県の様式に準ずる		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元				
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期				
個別審査書類の受付期間		県と同じ		
資格有効期間		県と同じ	県と同じ	
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定無し	
希望工事業種		県と同じ	県と同じ	
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し	条件無し	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		共同企業体の申請は町で申請書類一式を受け付ける	無し	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受け付けなら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		松茂町	北島町	藍住町
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 松茂町総務課 TEL: 088-699-8710 FAX: 088-699-6010 eメール: shimei@matsushige.i-tokushima.jp	〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地1 北島町総務課 TEL 088-698-9801	〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町建設産業課 TEL 088-637-3122 FAX 088-637-3152 Eメール kensetsu@aizumi.i-tokushima.jp
提出方法		メール(matsushige.shimei@gmail.com) 必ず件名は【指名願送付】貴社名をご記入ください。		持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市内村内	①様式第1号(徳島県に提出した書類) ②様式第2号(徳島県に提出した書類) ③委任状(年間委任する場合)(押印したもの) ④工事経歴書(直前2年分) ⑤経営事項審査結果通知書 ⑥徳島県発行の受付票 本社・事業所及び営業所、役員の方の住所が松茂町に在る場合 ⑦町税に係る納税証明書及び納税状況調査同意書(独自様式有り) PDFにてメールにて送付(写し可)	個別審査書類は徴しない	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号 ②藍住町暴力団排除要綱に伴う誓約書
	県外企業	①様式第1号(徳島県に提出した書類) ②様式第2号(徳島県に提出した書類) ③委任状(年間委任する場合)(押印したもの) ④工事経歴書(直前2年分) ⑤経営事項審査結果通知書 ⑥徳島県発行の受付票 事業所及び営業所、役員の方の住所が松茂町に在る場合 ⑦町税に係る納税証明書及び納税状況調査同意書(独自様式有り) PDFにてメールにて送付(写し可)		
様式等入手方法		松茂町のホームページよりダウンロード		藍住町ホームページ内
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		https://www.town.matsushige.tokushima.jp/		https://www.town.aizumi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期		随時		随時
個別審査書類の受付期間		随時		随時
資格有効期間		県と同じ	県と同じ	県と同じ
資格認定通知の送付時期		送付予定なし	送付予定無し	送付予定なし
希望工事業種		県と同じ	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登載する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件なし	条件無し	条件なし
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		共同受付の対象とならない業者の方については、総務課まで連絡ください。	1件につき130万円以下の工事のみ受注可能とする簡易登録	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		メールにて対応。 shimei@matsushige.i-tokushima.jp 件名 例)【指名願 変更届】貴社名〇〇〇	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応)	県と同様

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	板野町	上板町	つるぎ町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2 板野町建設課 TEL 088-672-5996 FAX 088-672-5553 Eメール kensetsu@town-itano.tokushima.jp	〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町建設課 TEL 088-694-6812 Eメール ke@kamiita.tokushima.jp	〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町管理防災課 TEL 0883-62-3111 FAX 0883-62-4944 Eメール nyusatsu@tsurugi.tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市内町村外 県外企業		
	①県提出の申請書様式第1号の写し ②業者カード(県提出のもの) ③建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し可) ④登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑤町税に係る納税証明書(写し可) ⑥総合評定値通知書の写し ⑦建設業退職金共済組合加入証明書(総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合)(写し可)	①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤町税等の納税状況調査同意書	【町内企業】 町内業者については、個別審査書類はありません。
	①県提出の申請書様式第1号の写し ②業者カード(県提出のもの) ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し可) ⑤登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑥町税に係る納税証明書(町内に営業所を有する場合・代表者が町内に在住する場合)(写し可) ⑦総合評定値通知書の写し ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合)(写し可)	上板町内に主たる営業所がある場合、以下の書類を期限内に提出する。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) ⑥営業所一覧表 ⑦委任状(年間を通して権限を営業所等に委任する場合) ⑧特殊機械保有状況等報告書(舗装・道路区画線工事を希望する場合)	(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可) (2) 主たる営業所以外に年間委任する場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②委任状(様式は任意) ※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は、必要ありません。
	①県提出の申請書様式第1号の写し ②業者カード(県提出のもの) ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し可) ⑤町税に係る納税証明書(町内に営業所を有する場合・代表者が町内に在住する場合)(写し可) ⑥総合評定値通知書の写し ⑦営業所一覧表(統一様式で可) ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合)(写し可) ⑨委任状(年間委任する場合)	上板町内に主たる営業所がある場合、以下の書類を期限内に提出する。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) ⑥営業所一覧表 ⑦委任状(年間を通して権限を営業所等に委任する場合) ⑧特殊機械保有状況等報告書(舗装・道路区画線工事を希望する場合)	(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可) (2) 年間委任先が県提出の委任先と異なる場合は、次の書類を提出して下さい。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②委任状(様式は任意) ※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は、必要ありません。
様式等入手方法	板野町ホームページ	上板町ホームページ入札情報よりダウンロード	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.town.itano.tokushima.jp/	http://www.townkamiita.jp/	無し
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R7年6月下旬予定	R7年1月～	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の受付期間	県と同じ	県共同受付後随時受付	県と同じ
資格有効期間	県内企業:毎月10日締切の翌月1日～R8.4.30 県外企業:毎月月末締切の翌々月～R8.4.30	県と同じ	県と同じ
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種	直近の経営事項審査の受審工種	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	共同受付の対象とならない業者	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	受付、審査担当窓口と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		東みよし町
受付窓口、内容に関する問合せ先		〒779-2595 徳島県三好郡東みよし町屋間3673番地1 東みよし町建設課 TEL 0883-79-5342 FAX 0883-79-3235 Eメールkensetsu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp
提出方法		
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	個別審査書類は徴しない
	市町村外	
	県外企業	
様式等入手方法		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期		
個別審査書類の受付期間		
資格有効期間		県内外企業とも認定した日～令和9.5.31 (県と同様)
資格認定通知の送付時期		送付予定無し
希望工事業種		県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件		条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)